

令和7年第9回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和7年9月16日（火） 午後2時30分～午後3時51分 浜名区役所 3階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21名岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧
袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮
平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、高林美智代㉒欠席委員 2名

中嶋宗一⑥、鈴木要㉓

事務局職員 12名木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司、内山忍、山田直幸
渡邊光二、村井仁美、佐々木朝飛その他 2名

北村元幸（農業振興課）、杉本高志（農業振興課）

3 傍聴者 0人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第62号議案 農地法第3条の規定による許可について
第63号議案 農地法第4条の規定による許可について
第64号議案 農地法第5条の規定による許可について
第65号議案 非農地証明について
第66号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続（20年経過）に係る特例農地等の利用状況の
確認について
第67号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について
第68号議案 市民農園整備促進法第7条第3項に基づく市民農園開設の認定に係る決定につ
いて

(2) 報告事項

- 報第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第58号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

- 報第 59 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 61 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第 62 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 63 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、只今から令和7年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。
また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。
それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。
本日は、皆さん、大変お忙しい中、お疲れの中を農業委員会の総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先日は、牧之原が竜巻で甚大な被害を受けたわけでありまして。本当にお見舞い申し上げたいと思います。明日は我が身ということで、まだまだ台風シーズンが終わったわけではありませんので、皆さんも排水路の掃除等出来ることはやっていただいて災害を少しでも防げるように努力したいものだと思っております。さて、浜松の農業振興ビジョン、中野市長も言っておりますが、「儲かる農業」ということを掲げています。しかし、最近の新聞に大学の先生が書いている記事がありました。それには、農家は収入が低いが食いつぶぐれはない、何よりやりがいがあるという感覚が共有されていて、昨今の地方移住の流れにもつながっている。農家をなめているな、それはないよと思います。また、国は適正価格として農家に価格の保障をすることで農家の人は赤字にならずに済んで農業を続けられる、みなさんの税金を農家に回すことで、農家の皆さんは儲からない農業を続けてくれて、国民のみなさんはおいしい野菜といった作物を食べれますよ、その方が安く買えますよ。本当に農家を馬鹿にしているなと感じます。これから農業の担い手を増やそうとする中で、他の人も儲かる農業と言ってはいますが、実際に進めていかないとどんどん担い手は減っていくと思います。農業をやりたいと言う人は、やはり儲からなかったらやらないと思いますし、かっこよくなければやらない、このままでいったら、子供がなりたいた職業や親がやらせたい職業に農業という選択肢はないかもしれません。ですからみんなで儲かる農業と言っているだけではなくて、実践してもらって、農業ってすばらしい仕事だな、子供たちが農業やりたいよというような職業にしなければならぬと思っております。今、農家の親は、自分の息子に嫁は欲しい、でも自分の娘は農家に嫁がせたくない、そういう矛盾したところがある。自分の娘も農家に嫁がせたいという様にならなければ、農家はどんどん担い手はいなくなっていくと思います。新規就農者が今なんとか繋いでくれていますが、その方たちのお子さんが農家を継いでくれるかということはまだまだ薄いと感じています。農家が代々続いていくためには、農業が儲かって、お嫁さんを嫁がせたくないという農業じゃないと続かないと思いますので、中野市長にはもっと手を打ってもらって農業に対して、実際に一部の人だけでなく、全員が儲かる農業を消費者も含めてやっていきたいと皆さんに意見をいただきながら三役で市長にも訴えていきたいと思っておりますので、皆さんからの貴重な意見もよろしく願います。
それでは、只今から、令和7年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。
それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 10 番の島英雄委員、議席番号 11 番の内山進吾委員にお願いいたします。
それでは、議事に入ります。第 62 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 62 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 272 番外 14 件でございます。
申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 12 件、売買と賃貸借の同時申請が 1 件、贈与に係る案件が 1 件、使用貸借に係る案件が 1 件でございます。
また、新規の方は 5 件、外国籍の方は 1 件です。
それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたしますが、今月は委員該当案件がありますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、鈴木緑委員はご退席をお願いいたします。
(鈴木緑委員退室)

議長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木 それでは、委員該当案件を説明いたします。
議案 2 ページ、地区「飯田」、整理番号 278 番は売買と賃貸借に係る案件でございます。
譲受人は、[] に本店を置き、認定農業者で農地所有適格法人の [] でございます。現在ネギ、サツマイモ、水稻などを 2.7ha ほど耕作しておりますが、この度、規模拡大を図るため申請に至ったものでございます。
申請地は [] の畑で、取得後はネギの育苗とサツマイモの作付けを計画しております。ネギの育苗については、農業用ハウスの底地を全面コンクリート張りにする「農作物栽培高度化施設」を建設して栽培する計画であるため、今後、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出を行っていく予定でございます。この届出が受理された農業用ハウスは農地として扱われますので、農地転用許可が不要となり、固定資産税が農地として課税されるほか、相続税納税猶予の適用地とすることができます。
説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果について、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 62 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、鈴木緑委員はご入室をお願いします。

(鈴木緑委員入室)

議長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

佐々木 議案 3 ページ、地区「引佐」、整理番号 280 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]にお住まいの、[]さん、44 歳でございます。

[]さんは、現在 []を営んでおりますが、[]のできない日が年間 200 日近くもあり、その時間を有効活用するため、以前から興味があった農業を始めたく申請に至ったものでございます。申請地は、[]の畑で、取得後はキウイ・ブルーベリーを作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。ただ、この地域は鹿や猪が非常に多いのでそういうことも加味して判断してくださいと調査会に来た方には伝えました。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議長 それでは採決いたします。
第 62 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、委員非該当案件につきましても、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 63 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 63 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 48 番外 9 件でございます。
転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 4 件、農業用施設関連が 2 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 4 件でございます。
また、農地区分別の内訳は、第 1 種農地が 3 件、第 3 種農地が 7 件でございます。
なお、是正案件は 48 番、49 番、51 番、53 番、54 番、56 番、57 番です。
説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 最後に、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議長 これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 63 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 65 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 65 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石川 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 557 番外 52 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 4 件、自己用・共同住宅関連が 29 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 4 件、太陽光発電が 4 件、一時転用が 7 件でございます。

農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地 11 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 5 件、第 3 種農地が 35 件でございます。

なお、是正案件は 559 番、593 番、594 番、596 番、609 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 12 ページ、地区「三方原・都田」、整理番号 592 番をお願いします。

と の畑 3 筆 5,862 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、 に本店を置き、 を営む法人です。

現在、 と に工場を設け、 を製造しておりますが、 と の中間点にあたり、 からのアクセスが良い本申請地に新たな生産拠点を設けたく申請に至ったものでございます。

申請地は、 の南約 4 km に位置する農地で、現在は耕作放棄地になっております。

申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、倉庫、緑地、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から地下調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 597 番をお願いします。

の田 6 筆合計 4,354 m²について、太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の東約 430mに位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。

農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

代替地の検討としましては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、4,000㎡前後の面積が確保できることを条件に検討しており、周辺に営農地が少ない本申請地を選定しております。

本転用事業は、585Wの太陽光パネル 1,012 枚を設置し、発電能力が 592.02kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地の周囲には小堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び敷地内に塩ビ管を設置し水路に制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員をお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員が欠席しておりますので、私から報告いたします。調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けています。

議長 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)
議 長 それでは採決いたします。
第 64 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
に、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 65 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお
願います。
石 田 第 65 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
石 川 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 35 番 1 件でございます。
地区「三ヶ日」、整理番号 35 番の申請地は昭和 53 年及び平成 5 年 10 月に倉庫が建築
され、宅地利用されているものです。
説明は以上でございます。
議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 65 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございま
せんか。
(異議なし)
議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 66 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたし
ます。事務局から、説明をお願いします。
石 田 第 66 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当
から説明いたします。

- 村 井 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号6番でございます。
被相続人は、平成17年1月23日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。
相続人は、XXXXXXXXXXにお住まいの、XXXXXXXXXXさん、71歳です。
特例農地の面積について、申告時は12,088㎡でしたが、現在は12,097㎡となっています。この差異は、相続税の納税猶予を受けている最中に対象農地の一部を農業用倉庫として転用する際に改めて土地の測量を行った結果によるものです。
現地調査をした結果、農地は適正に管理されていました。
その旨を税務署へ報告いたします。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
それではご意見もないようですので、第66号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第67号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 石 田 第67号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。
- 村 井 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。
農用地利用集積等促進計画案でございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。
1枚めくって頂きまして、「内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計198筆、144,099.00㎡でございます。
始期は令和7年11月20日となります。
その次の1ページから明細を掲載しております。
新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくものになります。なお、今月はすでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等の目的で耕作者変更を行う再配分の案件はございません。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。
(意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第67号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 68 号議案「市民農園整備促進法 7 条第 3 項に基づく市民農園開設の認定に係る決定について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

石田 第 68 号議案「市民農園整備促進法 7 条第 3 項に基づく市民農園開設の認定に係る決定について」でございます。担当から説明いたします。

杉本 農業振興課で市民農園を担当しております、杉本と申します。よろしくお願いいたします。お手元の資料に基づき説明いたします。これまでの経緯といたしまして、市民農園整備促進法により、市民農園の開設にあたり、最初に区域指定をいたしました。その後、整備計画認定の手続きが必要となってきます。市民農園の区域指定につきましては、7 月 16 日水曜日開催の農業委員会で審議していただき、区域指定の決定をいただきました。今回は、案件が 2 件ございます。

最初に申請地の [] につきまして、館山寺街道から至近で、かつ市中心部からの利便性が良く、周辺に開設されている市民農園についてもここ数年空きがない状態であるため、開設後、一定の利用者確保が可能と思われれます。 [] の市民農園整備運営計画について説明いたします。3 ページをご覧ください。1 市民農園の用に供する土地については、面積が 731 m²でございます。所有者は [] にお住まいの [] さんです。2 市民農園の施設の規模その他の市民農園の施設の整備につきまして、農機具小屋やトイレ、休憩所、駐車場、看板を設置し、水は農業用水を利用します。3 市民農園の開設の時期につきまして、農業委員会の決定後、県知事へ計画認定の手続きを行い、県の同意後に最終的な市の認定となるため、令和 8 年 3 月までに開園する予定です。4 利用者の募集及び選考方法については、浜松市広報誌に募集の記事を掲載し、浜松市ホームページに新規開設農園として掲載いたします。5 利用期間その他の条件ですが、区画については全 13 区画 1 区画当たりの面積が 45 m² 利用料は年間 [] 円から [] 円でございます。市内に開設されている市民農園と同程度に設定されています。6 市民農園の適切な利用を確保するための方法ですが、利用者へ農作業の指導を行うことも考えています。7 資金計画につきましては、経費として、 [] 円を見込んでおり、市の補助金として、開設に係る経費の 1/2、上限 [] 円が交付されるため、自己資金 [] 円、市の補助金 [] 円が計上されています。

次に、 [] の市民農園整備運営計画について説明いたします。13 ページをご覧ください。1 市民農園の用に供する土地については、面積が合計で 1,338 m²。所有者は [] [] にお住まいの [] さんです。2 市民農園の施設の規模その他の市民農園の施設の整備につきまして、農機具小屋や簡易トイレ、駐車場、看板を設置し、水は井戸を利用します。3 市民農園の開設の時期および 4 利用者の募集および選考方法については、先程ご説明いたしました神原町と同じでございます。5 利用期間その他の条件ですが、区画につきましては全 17 区画、1 区画あたりの面積は 48 m²~56 m²、利用料は年間 [] 円です。市内に開設されている市民農園よりは低料金に設定されています。6 市民農園の適切な利用を確保するための方法ですが、 [] の市民農園と同じでございます。7 資金計画につきましては、開設にかかる経費がありません。

るので、市の補助金もございません。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

それではご意見等もないようですので、第 68 号議案「市民農園整備促進法 7 条第 3 項に基づく市民農園開設の認定に係る決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 57 号から第 63 号までを、事務局から、報告をお願いします。

石田 報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

鈴木 緑 ・ 農業者年金の加入について

森 島 ・ 浜名酪農業協同組合との会議について

・ 調査会について

議長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局長 ・ 農業会議情報について

・ 市民農園について

県 ・ 農業者年金受給者（死亡）の源泉徴収票について

石田 ・ 令和 7 年度農地利用最適化推進研修会について

日時 令和 7 年 11 月 4 日（火） 午後 1 時から

場所 袋井市「メロープラザホール」

・ 令和 7 年第 10 回農業委員会総会

日時 令和 7 年 10 月 15 日（水） 午後 2 時 30 分から

場所 浜松市役所 8 階 全員協議会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 51 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員